

国立大学法人琉球大学病院長候補者選考会議規程

平成30年11月28日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第23条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 候補者選考会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 実施計画の案及び琉球大学病院長選考基準（以下「病院長選考基準」という。）の案を作成し、学長に提出すること。
- (2) 病院長選考基準に基づき、原則として複数人の病院長候補者を選考し、学長に推薦すること。
- (3) 病院長の解任について、学長の求めに応じ意見を述べること。

(組織)

第3条 候補者選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事2人
- (2) 大学院医学研究科長
- (3) 大学院医学研究科から選出された教員1人
- (4) 病院から選出された教員1人
- (5) 学長が指名する病院副病院長1人
- (6) 学長が委嘱する学外有識者（医療法（昭和23年法律第205号）第10条の2第2項に規定する者とする。）3人
- (7) その他学長が必要と認める者1人

2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公表)

第4条 学長は、役員会の議を経て候補者選考会議の委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表するものとする。

(候補適任者の除外)

第5条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が、病院長候補者となり得る者になったときは、委員としての身分を失うものとする。

- 2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、学長は、必要に応じて、委員を補充することができる。
- 3 学長は、委員を補充した場合は、前条の規定により、公表するものとする。

(議長)

第6条 候補者選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、候補者選考会議を主宰する。

(議事)

第7条 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 候補者選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 候補者選考会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 候補者選考会議の庶務は、総務部総務課の協力を得て、上原キャンパス事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、候補者選考会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年1月28日から施行する。ただし、第2条第3号の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に規定する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(令和2年3月13日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月10日)

この規程は、令和2年6月10日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定については、令和2年4月1日から適用する。